

平成29年度入湯税の使途状況について

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。

平成29年度の入湯税の決算額は 44,134千円 となっており、「環境衛生施設の整備費」、「消防施設の整備費」、「観光振興費」、「観光施設の整備費」として下記の事業に充当しました。

(単位：千円)

区分	事業の内容	総事業費	財源の内訳					
			支出金		地方債	負担金 その他	一般財源等	
			国	都道府県			入湯税	その他
環境衛生施設の整備	合併浄化槽設置に対する補助	830,725	4,939	4,939	500,200	93,380	2,000	225,267
消防施設の整備	消火栓設置や管理の費用	4,542	-	-	-	-	3,150	1,392
観光施設の整備	サイクリングロード等の改修工事	53,074	-	-	5,200	11,966	5,000	30,908
観光振興	シャトルバス・ゆるキャラ・観光宣伝の費用	217,343	52,498	626	-	50,000	33,984	80,235
合計		1,105,684	57,437	5,565	505,400	155,346	44,134	337,802

※「平成29年度 入湯税の使途状況に関する調査」より



ナイトシャトルバス



村内サイクリングロード



消火栓設置